

市場デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

（ 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル） ）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

取引所為替証拠金取引説明書
(東京金融取引所)

2019 (令和元) 年10月



金融商品取引業者 登録番号: 近畿財務局長(金商)第304号

東京金融取引所の取引所為替証拠金取引（以下「取引所為替証拠金取引」といいます。）をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について	2
取引所為替証拠金取引の仕組みについて	3
・取引の方法	3
・証拠金	3
・決済時の金銭の授受	5
・取引規制	5
・課税上の取扱い	6
当社への取引の委託の手続きについて	7
取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語	10
【別表】 取引所為替証拠金取引の種類	13
当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について	15

本説明書は、当社が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、東京金融取引所において行われる取引所為替証拠金取引（愛称を「くりっく365」といいます。）について説明します。

取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

証拠金の額がリスクに応じて算定される方式では、東京金融取引所が算定する証拠金基準額及び取引対象である為替の価格に応じて変動しますので、証拠金額の取引所為替証拠金取引の取引金額に対する比率は、常に一定ではありません。

取引する通貨の対象国の金利の変動によりスワップポイントが受け取りから支払いに転じることもあります。また、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買い付けた通貨の対象国の金利が売り付けた通貨の対象国の金利よりも高い場合にもスワップポイントを支払うことになることがあります。

相場状況の急変により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広くなったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。

取引する通貨の対象国が休日等の場合、その通貨に係る金融指標の取引が行われないことがあります。

取引システムもしくは取引所、当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

注文が執行されたときは、委託手数料を徴収します。詳しくは、別紙をご参照下さい。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

取引所為替証拠金取引の仕組みについて

東京金融取引所における取引所為替証拠金取引は、同取引所が定める規則に基づいて行います。

当社による取引所為替証拠金取引の受託業務は、これらの規則（同取引所の決定事項及び慣行を含みます。以下同じ。）に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

☆取引の方法

東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）においては、別表（取引所為替証拠金取引の種類）に掲げる取引所為替証拠金取引が取引されます。

それぞれの対日本円取引の対象通貨又はクロス取引の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、別表（取引所為替証拠金取引の種類）をご覧ください。

その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通（一部通貨における決済日の取扱いを除く。別表（取引所為替証拠金取引の種類）ご参照。）で、次のとおりです。

- a. 限日取引は、毎取引日を取引最終日とします。同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に翌取引日の建玉が消滅した建玉と同一内容で発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといいます。
- b. ロールオーバーがなされた場合に、組合せ通貨間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額（スワップポイント）が発生します。但し、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。
- c. 建玉の決済は、先入先出法又は指定決済法のどちらかによる差金決済とします。
- d. 決済日は、取引の翌々取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日を原則とします。ただし、日本の銀行の休業日、通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日等により、決済日が繰り延べられる場合には、取引所が別途通知を行います。

☆証拠金

(1) 証拠金の計算方法

①レバレッジ25倍上限付きHV方式（個人又は法人のお客様）

取引所における1枚あたりの証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額の4%に相当する円価額、又は、想定元本金額にその時々々の相場変動に基づいて取引所が算出した比率を乗じて得た円価額のうち、いずれか大きい方の円価額となります。

②HV方式（法人のお客様）

取引所における1枚あたりの証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額にその時々々の相場変動に基づいて取引所が算出した比率を乗じて得た円価額となります。

同一通貨組合せで売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。

証拠金所要額は、建玉数量1枚につき取引所が定める証拠金基準額を掛けた金額に、建玉の値洗い及び決済による評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額を加算又は減算して算出します。

(2) 証拠金の差入れ

お客様は、当社に取引所為替証拠金取引を委託する際に当社が定める額以上の額を証拠金として差入れることが必要となります。

(注) 他に建玉があるときは、次の(3)によります。

(3) 証拠金の維持

お客様は、取引所が取引日ごとに建玉について計算した証拠金所要額、もしくは、金融商品取引業者が証拠金所要額を上回る額を別途定めている場合はその額が、差し入れている取引証拠金額を上回る場合には、取引所の定めるところにより、証拠金所要額と証拠金預託額との差額以上の当社が定める額を、当社が指定した日時までに、当社に差し入れなければなりません。

(4) 有価証券等による充当

証拠金は、有価証券等により充当することはできません。

(5) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

値洗い及び決済により発生した評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額の合計額が正である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額より減算します。また、合計額が負である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額に加算します。

(6) 証拠金の引出し

証拠金預託額に決済差益を加えた額が、取引所が定める引出しの基準となる額以上の当社が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。

(7) ロスカットの取扱い

当社は、お客様の建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額(値洗いによる評価損益及びスワップポイントを加減します。)が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において転売又は買戻しを行うことができます。(「ロスカットルール」といいます。)ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。また、取引する通貨の対象国の休日等により、一部の通貨又は金融指標だけがロスカットされないことがあります。

(8) 証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

お客様が当社から請求された証拠金を所定の日時までに差し入れなかった場合には、当社は、当該取引所為替証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において転売又は買戻しを行うことができます。(お客様が取引所為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。)

(9) 証拠金の管理

お客様が差し入れる証拠金は、東京金融取引所に預託することにより、当社の資金とは区分されると

ともに、東京金融取引所においても同取引所の資産と区分して管理されます。なお、お客様から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合は、日証金信託銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理します。

(10) 証拠金の返還

当社は、お客様が取引所為替証拠金取引について決済を行った後に、差し入れた証拠金に決済差益を加算した額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める当社が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。

(11) その他

当社が取引所為替証拠金取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは当社にお尋ね下さい。

☆決済時の金銭の授受

取引所為替証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、通貨の組合せごとに、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、上記「☆証拠金 (6) 証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。

・対日本円取引の通貨の場合

{1取引単位※×約定価格差(円) + 累積スワップポイント} × 取引数量

※ それぞれの取引単位は、別表(取引所為替証拠金取引の種類)をご覧ください。

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

・クロス取引の通貨の場合

{1取引単位※×約定価格差(通貨単位) + 累積スワップポイント(通貨単位)} × 取引数量

※ それぞれの取引単位は、別表(取引所為替証拠金取引の種類)をご覧ください。

(注) ユーロ・米ドル(ラージ)につきましては、米ドル・円(ラージ)の当日清算価格で円通貨額を確定します。それ以外のクロス円取引の通貨につきましては、決済がなされた取引日の対日本円取引(非ラージ)の当日清算価格で円通貨額を確定します。

☆取引規制

取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますから、ご注意ください。

- a. 証拠金の額が引き上げられることがあります。
- b. 取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。
- c. 取引が停止又は中断されることがあります。
- d. 取引時間が臨時に変更されることがあります。

☆課税上の取扱い

個人のお客様が行った取引所為替証拠金取引で発生した利益(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、3年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで (25 年間) の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額 (利益に対しては、0.315%) が、追加的に課税されるものです。

法人のお客様が行った取引所為替証拠金取引で発生した所得は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社は、お客様の取引所為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

当社への取引の委託の手続きについて

お客様が当社に取引所為替証拠金取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、取引所為替証拠金取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

b. 為替証拠金取引口座の設定

取引所為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。

c. 媒介約諾書の差し入れ

当社に取引所為替証拠金取引の委託の媒介を依頼する場合には、あらかじめ媒介に関する約諾書を差し入れていただきます。

(2) 発注証拠金の差し入れ

取引所為替証拠金取引の委託注文をするときはあらかじめ、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書（取引報告書）を交付します。

(3) 委託注文の指示

取引所為替証拠金取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に当社に指示するか、又は当社が提供するシステム注文画面に正確に入力して下さい。

a. 委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称（この場合は東京金融取引所）

b. 委託する通貨組合せ

c. 売付取引又は買付取引の別

d. 注文数量

e. 価格（指値、成行等）

f. 委託注文の有効期間

g. その他お客様の指示によることとされている事項（異なる注文方法の注文をセットで行う場合等）

(4) 建玉の保有又は終了の方法

既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとして取引数量分を建玉から先入先出法により減じる方法又は既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより建玉を減じる方法（指定決済法）のどちらかを選択します。指定決済法を選択する場合は、建玉が両建てとなる期間、預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも多くなります。

(5) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

(6) 証拠金の維持

委託をした取引所為替証拠金取引が成立したときは、発注証拠金は取引所が計算する取引証拠金に振り替わります。また、証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。

(7) 委託手数料

当社は、お客様とあらかじめ取り決めた料率、額及び方法により委託手数料を徴収します。(別紙をご参照下さい。)

(8) 消費税等の取扱い

消費税等(消費税、地方消費税)については、委託手数料とともに徴収します。

(9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合は四半期ごと(残高があるものの取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。)にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(10) 電磁的方法による書面の交付

当社による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面又は電磁的方法による承諾をして下さい。

(11) 当社の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

取引所の取引参加者である当社が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管又は決済を行わせることとした場合のお客様による手続きの概要は、次のとおりです。

a. 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者を為替証拠金取引口座を設定する。

b. 建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分を受けた当社に対しその旨を指示する。

お客様が取引所の定める日時までに上記a.又はb.の手続きを行わなかった場合には、取引所は、お客様の計算において、建玉の決済を行います。

なお、差し入れた証拠金及び決済差益は、取引所に預託されておりますので、その範囲内で取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者又は取引所から返還を受けることができます。

取引所に対する個人情報の提供について

当社は、お客様の同意に基づき、お客様の個人情報を取引所に開示することがあります。

a. 個人情報の提供先(取引所)

商号 : 株式会社東京金融取引所

所在地 : 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号鉄鋼ビルディング8階

b. 提供される個人情報の内容

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、口座番号(取引ID)、銀行口座に関する情報

c. 提供された個人情報の利用目的

証拠金の管理・返還その他これらに関連する事項に必要な範囲で利用する。

(12) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。取引所為替証拠金取引の仕組み、取引の委託手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語

- ・ **受渡決済**（うけわたしけっさい）

先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。取引所為替証拠金取引においては、受渡決済は行われません。

- ・ **売付取引**（うりつけとりひき） ・ **売建玉**（うりたてぎょく）

一般に先物・オプションを売る取引をいいます。取引所為替証拠金取引の場合は、買い戻したときの約定価格が新規の売付取引の約定価格を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。

売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

- ・ **買付取引**（かいつけとりひき） ・ **買建玉**（かいたてぎょく）

一般に先物・オプションを買う取引をいいます。取引所為替証拠金取引の場合は、転売したときの約定価格が新規の買付取引の約定価格を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。

買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といいます。

- ・ **買戻し**（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

- ・ **金融商品取引業者**（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

取引所為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- ・ **限日取引**（げんにちとりひき）

取引所為替証拠金取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中に反対売買されなかった建玉は、翌取引日に繰り越されます。

- ・ **裁判外紛争解決制度**（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

- ・ **先入先出法**（さきいれさきだしほう）

同一の取引において、既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合の建玉を減じる方法の一つ。転売又は買戻しに係る取引の数量をその有する売建玉又は買建玉について先に成立した建玉から順番に減じる方法をいいます。

- ・ **差金決済**（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。

- ・ **指値注文**（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低価格、買いであれば最高価格）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ価格を定めずに行う注文を成行注文といいます。

- ・ **指定決済法**（していけっさいほう）

同一の取引所為替証拠金取引において既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合、既存の

建玉との両建てとし、後で顧客が決済の対象とする建玉を指定して申告を行うことで建玉を減じる方法をいいます。

- ・ **証拠金**（しょうきん）

先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

- ・ **スワップポイント**

取引所為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。

- ・ **清算価格**（せいさんかかく）

値洗いを行うために、付合せ時間帯終了後に取引所が決める価格をいいます。

- ・ **追加証拠金**（ついかしょうきん）

証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

- ・ **付合せ時間帯**（つけあわせじかんたい）

東京金融取引所の取引所為替証拠金取引は、同取引所の定める時間帯に行います。

- ・ **転売**（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

- ・ **特定投資家**（とくていとうしか）

取引所為替証拠金取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

- ・ **取引日**（とりひきび）

東京金融取引所において、一営業日に開始されるプレオープン時間帯の開始時からこれに続く付合せ時間帯の終了時までをいいます。その日付は当該一営業日の日付によります。

- ・ **値洗い**（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、取引所において決められた清算価格により評価替える手続きをいいます。

- ・ **ヘッジ取引**（ヘッジとりひき）

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場等で設定する取引をいいます。

- ・ **両建て**（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

- ・ **ロスカット**

お客様の損失が所定の水準に達した場合、当社が、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ・ロールオーバー

取引所為替証拠金取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰り越すことをいいます。

【別表】取引所為替証拠金取引の種類

対日本円取引の対象通貨、取引単位、呼び値の最小変動幅及び決済日は、次の表の通りです。

通貨名	取引単位	呼び値の最小変動幅	決済日
米ドル	10,000米ドル	0.005(50円)	翌々取引日
ユーロ	10,000ユーロ	0.005(50円)	翌々取引日
英ポンド	10,000英ポンド	0.01(100円)	翌々取引日
豪ドル	10,000豪ドル	0.005(50円)	翌々取引日
カナダドル	10,000カナダドル	0.01(100円)	翌々取引日
スイスフラン	10,000スイスフラン	0.01(100円)	翌々取引日
NZドル	10,000NZドル	0.01(100円)	翌々取引日
トルコリラ	10,000トルコリラ	0.01(100円)	翌々取引日
ポーランドズロチ	10,000ポーランドズロチ	0.01(100円)	翌々取引日
南アフリカランド	100,000南アフリカランド	0.005(500円)	翌々取引日
ノルウェークローネ	100,000ノルウェークローネ	0.005(500円)	翌々取引日
香港ドル	100,000香港ドル	0.005(500円)	翌々取引日
スウェーデンクローナ	100,000スウェーデンクローナ	0.005(500円)	翌々取引日
メキシコペソ	100,000メキシコペソ	0.005(500円)	翌々取引日
中国人民元	100,000中国人民元	0.001(100円)	7取引日後
インドルピー	100,000インドルピー	0.001(100円)	7取引日後
韓国ウォン	10,000,000韓国ウォン	0.001(100円)(注)	7取引日後
米ドル(ラージ)	100,000米ドル	0.001(100円)	翌々取引日
ユーロ(ラージ)	100,000ユーロ	0.001(100円)	翌々取引日
英ポンド(ラージ)	100,000ポンド	0.001(100円)	翌々取引日
豪ドル(ラージ)	100,000豪ドル	0.001(100円)	翌々取引日

(注) 韓国ウォンについては、100韓国ウォン当たりの呼値となります。

中国人民元、インドルピー及び韓国ウォンについて、当分の間、上場を休止しています。

クロス取引の通貨組合せ、取引単位、呼び値の最小変動幅及び決済日は、次の表のとおりです。

通貨の組合せ	取引単位	呼び値の最小変動幅	決済日
ユーロ・米ドル	10,000ユーロ	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
英ポンド・米ドル	10,000英ポンド	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
豪ドル・米ドル	10,000豪ドル	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
NZドル・米ドル	10,000NZドル	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
米ドル・カナダドル	10,000米ドル	0.0001(1カナダドル)	翌取引日
英ポンド・スイスフラン	10,000英ポンド	0.0001(1スイスフラン)	翌々取引日
米ドル・スイスフラン	10,000米ドル	0.0001(1スイスフラン)	翌々取引日
ユーロ・スイスフラン	10,000ユーロ	0.0001(1スイスフラン)	翌々取引日

ユーロ・英ポンド	10,000ユーロ	0.0001(1英ポンド)	翌々取引日
英ポンド・豪ドル	10,000英ポンド	0.0001(1豪ドル)	翌々取引日
ユーロ・豪ドル	10,000ユーロ	0.0001(1豪ドル)	翌々取引日
ユーロ・米ドル(ラージ)	100,000ユーロ	0.0001(10米ドル)	翌々取引日

当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について

(1) 会社概要

沿革	<p>昭和27年10月設立、東京穀物商品取引所に商品仲買人登録</p> <p>平成11年 9月、外国為替証拠金取引開始</p> <p>平成18年 3月、金融先物取引業登録</p> <p>〃、取引所為替証拠金取引「くりっく365」取引開始</p> <p>平成19年 9月、金融商品取引業登録</p> <p>平成20年12月、本社所在地を日本橋兜町に移転</p> <p>平成21年 3月、岡安商事(株)の商品取引受託業務事業を分割、吸収商号を岡安商事(株)に変更、本社所在地を大阪市中央区北浜に移転</p> <p>平成22年 8月、(株)アサヒトラスト・オリオン交易(株)の商品取引受託業務事業を分割、吸収</p> <p>平成23年 5月、(株)小林洋行の取引所為替証拠金取引「くりっく365」事業を分割、吸収</p> <p>平成25年 6月、エース交易(株)の取引所為替証拠金取引「くりっく365」口座移管</p> <p>平成30年 5月、(株)アルフィックスの取引所為替証拠金取引「くりっく365」口座移管</p> <p>平成31年 1月、取引所株価指数証拠金取引「くりっく株365」取引開始</p>
設立年月日	昭和27年10月10日
資本金	17億3000万円
本店所在地	大阪府大阪市中央区北浜二丁目3番8号
電話番号	06-6222-0001
代表者	代表取締役会長 岡本 安明
主要株主	岡本 安明 株式会社 岡 安
加入取引所	株式会社 東京金融取引所
加入協会	一般社団法人 金融先物取引業協会

【当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要】

<取引所為替証拠金取引>

東京金融取引所で行われる取引所為替証拠金取引「くりっく365」のオンライン取引及び対面取引の提供

<取引所株価指数証拠金取引>

東京金融取引所で行われる取引所株価指数証拠金取引「くりっく株365」のオンライン取引の提供

<海外金融先物取引>

海外先物取引所で行われる海外通貨先物取引のオンライン取引の提供

(2) 苦情受付窓口

当社はお客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

窓 口：お取引相談窓口（管理部）

T E L ： 0120-73-1198

F A X ： 03-5641-3910

受付時間：午前9:00～午後5:30（平日）

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、当社及びお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(F I N M A C)

電話番号 ： 0120-64-5005（フリーダイヤル）

URL ： <https://www.finmac.or.jp/>

東京事務所： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所： 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

(連絡先)

〒 103-0013

東京都中央区日本橋人形町 1-1-1

岡安商事株式会社 営業部

フリーダイヤル 0120-78-1156

受付時間：8：00 ～ 21：00（1/1、土、日を除く）

取引所為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

20191001

別 紙

金融商品取引業者:岡安商事株式会社 近畿財務局長(金商)第304号

取 引 要 綱

(手数料額は税込)

商品名			取引所為替証拠金取引「くりっく365」	
取引手数料(1枚当り)			通 常	日計り(デイトレード)
一 般 通 貨 ペ ア	ネット 取引 (法人含む)	セルフコース	片道 0円	新規 0円、決済 0円
		サポートコース	片道 687円	新規 687円、決済 343円
		代行入力	片道 1,375円	新規 1,375円、決済 687円
	スタンダードコース		片道 1,375円	新規 1,375円、決済 687円
	80歳 以上の 高齢者 継続割引 (要審査)	サポートコース	片道 396円	新規 396円、決済 198円
		スタンダード コース	片道 550円	新規 550円、決済 275円
代行入力		片道 550円	新規 550円、決済 275円	
取引手数料(1枚当り)			通 常	日計り(デイトレード)
ラ ー ジ 通 貨 ペ ア	ネット 取引 (法人含む)	セルフコース	片道 1,100円	新規 1,100円、決済 550円
		サポートコース	片道 6,875円	新規 6,875円、決済 3,437円
		代行入力	片道 13,750円	新規 13,750円、決済 6,875円
	スタンダードコース		片道 13,750円	新規 13,750円、決済 6,875円
	80歳 以上の 高齢者 継続割引 (要審査)	サポートコース	片道 3,960円	新規 3,960円、決済 1,980円
		スタンダード コース	片道 5,500円	新規 5,500円、決済 2,750円
代行入力		片道 5,500円	新規 5,500円、決済 2,750円	
取引手数料の徴収方法			取引手数料は売買注文が成立した日の取引時間終了後に証拠金預託額から差し引いて徴収します。キャンペーン開催による割引や高齢者継続割引があります。又当社認定によるお得意様扱者(※1当社で取引10年目以上且つ70歳以上はセルフコース限定の代行無料(ラージ通貨ペアを除く)、※2セルフコースのお客様の内、初回のご入金が5,000万円以上のお客様は、以降の代行手数料無料(ラージ通貨ペアを除く))があります。尚、当社認定によるお得意様扱者のラージ通貨ペアの全ての手数料は、片道1,100円(税込)、日計り決済時550円(税込)となります。※建玉整理(両建になっている建玉を相殺して決済)に手数料はかかりません	
取引日			土曜日、日曜日および1月1日(日曜日のときは1月2日)を除く毎日	

発注証拠金額	為替証拠金基準額を基に、当社が定める発注をする際に必要となる証拠金額です。
<p>● 為替証拠金基準額の算出方法</p> <p>為替証拠金基準額は以下の方法に基づき、算出致します。</p> <p>1. (レバレッジ25倍上限付きHV方式・個人又は法人のお客様)</p> <p>本取引所が定める外国為替相場は、算出基準日から遡る5取引日(当該算出基準日を含む。)における、当該元本金額の通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標(韓国ウォン・日本円取引所為替証拠金取引にあつては、当該元本金額の通貨百単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標)に係る取引所為替証拠金取引の為替清算価格の平均値とする。</p> <p>為替証拠金取引参加者は、法人のお客様に係る受託取引分について、上記個人用為替証拠金基準額を適用することができる。</p> <p>但し、この場合において、下記HV方式に基づき算出した非個人用為替証拠金基準額が個人用為替証拠金基準額より大きいときは、当該非個人用為替証拠金基準額と同一の額を適用するものとする。</p> <p>※トルコリラ/円、南アフリカランド/円につきましては、高金利通貨のため、当社にて割増金を設定しております。</p> <p>2. (HV方式・法人のお客様)</p> <p>為替証拠金取引参加者の自己取引分及び法人のお客様に係る受託取引分について適用する取引所為替証拠金取引の一取引単位あたりの非個人用為替証拠金取引基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとに、次に掲げる方法により算出する。</p> <p>① 週の最終取引日に係る付合せ時間帯の開始時が属する暦日を算出基準日とし、一の算出基準日の属する週から遡る8週間及び104週間(いずれも当該週を含む。)における各取引日について、一の取引日の為替清算価格を当該一の取引日の前取引日の為替清算価格で除した数値を算出する。</p> <p>② ①で得られた当該8週間及び104週間の各数値について、それぞれ自然対数をとる。</p> <p>③ ②で得られた当該8週間及び104週間の数値の標準偏差をとる。</p> <p>④ ③で得られた当該8週間及び104週間の各数値に、それぞれ2.33を乗じる。</p> <p>⑤ 取引所為替証拠金取引の種類ごとの元本金額に対して、④で得られた当該8週間及び104週間の各数値をそれぞれ乗じて得た額を、本取引所が定める外国為替相場により円貨額に換算し、端数金額を10円単位に切り上げる。</p> <p>⑥ ⑤で得られた当該8週間及び104週間の額のうち、大きい方の額を非個人用為替証拠金基準額とする。</p> <p>※適用される発注証拠金額は当社ホームページ(または担当者)をご参照下さい。</p>	

注文の種類	成行、指値、逆指値、時間指定成行、時間指定指値、時間指定逆指値、ストリーミング、OCO IF Done、IF Done OCO、連続注文、建玉整理	
アラート	アラートは有効証拠金の低下に関する注意喚起のことで、アラートの初期設定は有効比率150%です。 設定値まで有効比率が低下するとご登録いただいたメールアドレスにメールにて通知いたします。当社では、お取引開始後にお客様ご自身が任意でアラートの数値を変更できます。	
追証アラート	有効証拠金がポジションを維持するための証拠金(必要証拠金額)を下回ると証拠金不足(追証)の状態となります。追証の注意喚起をするためのアラートは有効比率150%です。一日一回、日替わり処理の時に判定され、ご登録いただいたメールアドレスにメールにて通知いたします。	
証拠金不足	証拠金不足(追証)が発生し、お取引を継続される場合は、当日(土曜日の場合は月曜日)の午後3時までにご入金ください。ご入金を確認できない場合は、午後5時以降に全ポジションを決済させていただきます。詳しくは、お取引のガイド「証拠金不足」をご参照ください。	
ロスカット	ロスカットは当社が設定するロスカット水準(50%)を割り込むと自動的に強制決済となることです。 有効比率50%未満で強制決済となります。	
ロスカットアラート	ロスカットアラートはロスカット水準(50%)に達する前の注意喚起のことで、75%まで有効比率が低下するとご登録いただいたメールアドレスにメールにてロスカットアラートを通知いたします。	
1回の最大発注量 (建玉時、決済時)	500枚	米ドル/円、ユーロ/円、英ポンド/円、豪ドル/円、スイスフラン/円、カナダドル/円、NZドル/円、ユーロ/米ドル
	300枚	上記以外の通貨ペア
	50枚	ラージ通貨ペア(米ドル/円、ユーロ/円、英ポンド/円、豪ドル/円、ユーロ/米ドル)
スワップポイント	金利が異なる2国間の通貨の売買によって発生する、2国間の通貨の金利差のことをいいます。例えば、米国のほうが金利水準の高い際に、米ドルを買付、日本円を売却した場合、米ドル金利の受取り、日本円金利の支払いとなり、スワップポイントはお客様の受取りとなります。逆に、米ドルを売却、日本円を買付した場合、米ドル金利の支払い、日本円金利の受取りとなり、スワップポイントはお客様の支払いとなります。 反対売買をせずに決済日を日々繰り越す(ロールオーバー)たびに、スワップが発生します。スワップポイントは受渡日ベースで日数計算され、原則として決済の2営業日後に証拠金預託額に反映されます。	

取引通貨ペア<対円、クロスカレンシー取引>

取引時間:通常期間		月曜日	火曜日～木曜日	金曜日
対円取引	プレオープン	午前6:10～ 午前7:10	午前7:45～午前7:55	午前7:45～午前7:55
	付合せ	午前7:10～ 翌日午前6:55	午前7:55～ 翌日午前6:55	午前7:55～ 翌日午前6:00
クロス カレンシー 取引	プレオープン	午前6:10～ 午前7:10	午前7:45～午前7:55	午前7:45～午前7:55
	付合せ	午前7:10～ 翌日午前6:25	午前7:55～ 翌日午前6:25	午前7:55～ 翌日午前5:30
取引時間:サマータイム 期間		月曜日	火曜日～木曜日	金曜日
対円取引	プレオープン	午前6:10～ 午前7:10	午前6:45～午前6:55	午前6:45～午前6:55
	付合せ	午前7:10～ 翌日午前5:55	午前6:55～ 翌日午前5:55	午前6:55～ 翌日午前5:00
クロス カレンシー 取引	プレオープン	午前6:10～ 午前7:10	午前6:45～午前6:55	午前6:45～午前6:55
	付合せ	午前7:10～ 翌日午前5:25	午前6:55～ 翌日午前5:25	午前6:55～ 翌日午前4:30
* 米国NY時間のサマータイム適用時(3月第2日曜日～11月第1日曜日)を指します。				

反社会的勢力でないことの確約に関する同意について

下記の記載事項について、同意していただけたら、確認書兼同意書に必要事項をご記入の上、弊社岡安商事株式会社までご返送下さい。

私(本口座の名義人(口座名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、以下の①及び②をそれぞれ確約します。

- ① 現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。
- ② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わない。

なお、①のいずれかに該当し、若しくは②のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、又は通知によりこの口座が解約されても異議申し立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、全て私の責任といたします。

「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」について

FATCA（ファトカ）とは、米国の外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）のことで、米国人による海外（米国から見た外国）の金融口座を利用した資産隠しや租税回避を阻止することを目的としており、米国内国歳入庁（IRS）が米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

当社ではお客様がお取引をする際、米国納税義務者であるかの確認をし、該当する場合には IRS へてにお客様の口座情報等の報告をさせていただきます。

●報告対象となるお客様について

FATCA 上で「特定米国人」と定められた、以下のお客様が報告対象の米国納税義務者となります。

(1)個人

- ・ 米国市民(米国籍) ・ 米国永住権保有者 ・ 米国居住者

※米国居住者とは、一般的に米国での滞在日数が直近3年間で183日以上の方をいいます。183日以上の特要件となる日数は、学生ビザ・交換留学生ビザなどでの滞在日数を除き、申告される年の米国滞在日数に、前年の滞在日数の3分の1および前々年の滞在日数の6分の1を加えて計算した結果が183日以上で、かつ申告される年の滞在日数が31日以上である場合です。

(2)法人

- ・ 米国法人（米国設立の事業体） ・ 米国で組成された事業体
- ・ 米国人所有の外国事業体

※米国人所有の外国事業体とは、一人以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。

尚、上記該当者の中で、米国人が租税回避に利用する可能性が低い米国法人や米国事業体は特定米国人の定義から外れます。

【特定米国人に該当しない例(報告対象外)】

- ・ 米国上場法人 ・ 米国政府 ・ 米国非課税団体 ・ 米国銀行 など

●FATCA における確認手続きについて

当社は、お客様が FATCA 上で定める「特定米国人」に該当するか否かを確認するため、口座開設時に、書面等によるお客様ご自身からのご申告、及び本人確認書類の提示をお願いしております。

なお、お客様が特定米国人である場合もしくはその可能性がある場合には、上記に加えて、別途必要書類をご提出いただきます。

又、取引中のお客様に於いても、米国への移住などご契約者の状況が変化した場合にも、別途書類が必要となります。

※ご契約期間中に、渡米される場合には事前に当社までお知らせください。あわせて、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人・米国人所有の外国事業体」に該当することとなった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

お客様が金融機関の場合には、FFI(外国金融機関)として登録されていることを確認させていただく場合があります。

●確認手続きにご協力いただけない場合について

当社は、口座開設を予定されているお客様で、確認手続きに応じていただけない場合や、IRS への報告に

ご同意いただけない場合には、口座開設をお断わりさせていただきます。また、口座開設済みのお客様については、日米租税条約上の規定に基づく IRS からの要請があった場合には、日本当局を通じてお客様の情報を IRS に提供させていただきます。

なお、FATCA に基づき、当社が取得したお客様の個人情報は、FATCA 上の目的のみに使用します。